【記載例4-2】「住宅のみ」又は「土地等のみ」に係る住宅借入金等が家屋又は土地等の取得対価の額を超えるとき

"設例"

(家屋) (土地等)

居住開始年月日 平成 17 年 11 月 20 日 -

取得対価の額 15,000,000円 20,000,000円

総床面積又は総面積 70 ㎡ 150 ㎡ 居住用部分の床面積又は面積 70 ㎡ 150 ㎡ 居住用割合 100% 100%

(住宅のみ) (土地等のみ) (住宅及び土地等)

新築又は購入に係る住宅借入金等 17,000,000 円 - 18,000,000 円

の年末残高

(注) 1 租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等の金額とは、同項各号に掲げる借入金又は債務の金額の合計額をいうのであるが、次に掲げる場合には、その合計額のうち、それぞれ次に掲げる金額に達するまでの部分の金額が当該住宅借入金等の金額となる。(措通 41-23)

- (1) 新築等に係る住宅借入金の金額の合計額が、当該新築等に係る建築工事の請負代金又は取得の対価の額を超える場合 家屋の取得対価の額
- (2) 新築等及び敷地の取得の両方に係る住宅借入金等の金額の合計額が、当該新築等に係る家屋の取得対価の額と当該敷地の取得の対価の額との合計額を超える場合 家屋の取得対価の額と敷地の取得対価の額との合計額
- (3) 敷地の取得に係る住宅借入金等の金額の合計額が、当該敷地の取得対価の額を超える場合 敷地の取得対価の額
- (注) 2 「住宅及び土地等」に係る住宅借入金等に併せて「住宅のみ」及び「土地等のみ」に係る住宅借入金等がある場合には、控除額計算明細書の「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」の⑤の⑥欄には、「⑥の②-彫の⑥-彫の⑥」と⑥の⑤欄のいずれか少ない方の金額を記載する。その際には、「⑥の②-彫の⑥-彫の⑥」の金額を欄外に記載する。

〔控除額計算明細書〕

2 新築又は購入した家屋等	まに1糸る事垻		3 増改築等をした部分に	-1余の事児
家	屋に関する事項	土地等に関する事項	居住開始年月日子	平成
居住開始年月日①平原	以77.77.20 (平	成	地北海海の専用の短 (1)	
取得対価の額回	15000000	20000000	m 増改築等の費用の額 ①	
総(床)面積			m うち居住用部分の金額 図	
※小数点以下第2位まで書きます。		150.00	※ ①の金額が100万円を超 ※ ②の金額が100万円を超 ※ 宅借入金等特別控除を受け	えるときに、増改築等に係る住 ることができます。
うち居住用部分の(床)面積	70.000	150.00		
4 家屋や土地等の取得対価の額 (②の②-⑥の⑥) 20,000,000				
	A 家 屋	B 土 地 等	© 合 計	D 増 改 築 等
あ な た の 共 有 持 分 ※共有の場合のみ書いてください。				
ナナトのおハログフ	回又は (回×④の①)	⊕又は(⊕×®の①)	(Aの②+Bの②)	①又は(①×①の①)
あなたの持分に係る取得対価の額等	15000000	20000000	35000000	
5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高				
	⑥ 住宅のみ	P土地等のみ	⑥住宅及び土地等	田 増 改 築 等
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高	17000000		18000000	
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表の④の割合) ※連帯債務がない場合には、190,00%と書きます。	/00.00		100.00	*
住宅借入金等の年末残高 (付表の⑥の金額) *連帯債務がない場合には、③の金額を書きます。	/7000000		18000000	
②と⑤のいずれか⑥ 少ない方の金額⑥	15000000		/8000000	
居 住 用 割 合 ※小数点以下第1位まで書きます。	[⊕] ÷⊙ //00.0	^{⊕÷⊗} /00.0	/00.0	®÷® □□□.□
居 住 用 部 分 に 係 る 住宅借入金等の年末残高 (⑥ × ⑦)	15000000		/8000000	
住宅借入金等の年末残高の合計額(即の8+10の8+10の8+10の8) ※ 9の金額を「6 住宅借入金等特別控除額の計算」の「住宅借入金等の年末残高の合計額③」に転記します。				
(注) ⑥欄の記入に当たっては、「住宅取得等のための金銭の贈与の特例」(以下「特例」といいます。) の適用を受けた方の⑤欄の金額は、次により計算した金額と⑤ のいずれか少ない方の金額を書きます。				
②欄の金額(円) - 特例の適用を受けた金	額 (円) = (円)	